

協議会だより

Vol. 62(2023年4月12日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

新年度がスタート

いよいよ新年度がスタートいたしました。

会員の皆様も本格的な春の訪れとともに、何かと気忙しい毎日をお過ごしのこととご推察申し上げます。

日本気象協会が1月26日に発表した第1回の桜開花予報では、長野市の開花予想日は、ほぼ平年並みの4月10日(平年4月11日)となっていました。3月に入って全国的に高温が続き、長野市の開花は3月28日と統計開始以来最も早い日を記録しました。例年長野市では、入学式に桜は間に合いませんが、今年は満開の桜の中での入学式となり、親御さんの感慨もひとしおだったことでしょう。

4月から放映されている朝ドラの主人公のモデルとなった人物は、「日本の植物学の父」と呼ばれる牧野富太郎博士です。牧野博士は幼い頃から草木が好きで、明治7年に入学した小学校を自主退学し、その後独学で植物学を身につけました。やがて小学校中退にもかかわらず、植物の知識の豊富さから東大で教鞭を執るまでになりました。

他方、その私生活はと言いますと、研究のために買い集めた書籍は4万5千冊にものぼり、研究のためなら後先考えずにお金をつぎ込み、30歳の頃には裕福だった実家も傾き、経済的には大変苦勞されたようです。けれども、子供の頃に抱いた「好き」という感情を終生変わらず持ち続け、自らを「草木の精」と称し、生涯に命名した植物は2,500を超え、40万点以上の植物標本を残しました。牧野博士が命名した草木を私たちは普段何気なく眺めているのかもしれませんが。

現在、東京海洋大学の客員教授などで活躍している「さかなクン」は、その金銭感覚は別として、「好き」なことをとことん極める牧野博士の姿にどこか通じているように感じます。

さて、今回の協議会だよりは、先月開催されました令和4年度通常総会と新役員、事務局体制についてのお知らせです。役員のうち副会長1名、監事1名が、異動・ご退職により交代となりました。事務局職員、指導員については昨年度と同じメンバーです。

新年度を迎え、市町村職員の異動や活動組織役員の入れ替えがあったと思いますが、活動が停滞しないよう情報共有を図りながら事業推進に努めてまいります。



令和4年度通常総会

当協議会の令和4年度通常総会が3月22日、長野県土地改良会館で開催されました。当日の出席者は、役員、幹事長他、事務局職員含め10名で、72の市町村会員と町村会、全農長野県本部を合わせた74会員からは書面表決書をご提出いただきました。報告事項に続き、4つの議案について採決が行われ、いずれも全会員の賛成により承認されました。

事務局といたしましても、会員の皆様のご期待に沿うよう令和5年度の事業に取り組んでまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【議事】

1 報告事項

- ① 長野県監査委員事務局の監査結果及び対応について
- ② 令和4年度事業実績見込及び予算の執行状況について
- ③ 令和4年度多面的機能支払事業の実施状況について

2 議案

- 第1号議案 協議会規約の一部改正(案)について
- 第2号議案 令和3年度事業報告及び収支決算について
- 第3号議案 令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 第4号議案 役員を選任について



新役員及び事務局体制

令和5年度の協議会役員は、次のとおりです。(任期はR5.4.1～R6.3.31)

役職	会員組織	職名	氏名
会長	長野県土地改良事業団体連合会	常務理事	所 弘志
副会長	長野県	参事兼農業政策課長	堀内 明美 (塩川 ひろ恵)
	長野県農業協同組合中央会	常務理事	新芝 正秀
監事	長野県農業会議	専務理事兼事務局長	伊藤 洋人
	長野市	農林部長	青木 尚久 (櫻井 伸一)

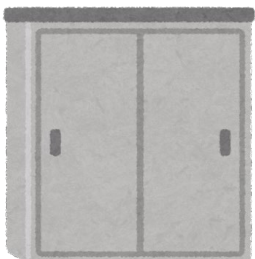

※下段()書きは前任者

事務局職員及び指導員(令和4年度と変更なし)

事務局職員		指導員
職名	氏名	
事務局長	飯島 好文	坂田 忠則
参与	田中 庫夫	丸山 利夫
事務員	小田切 優	太田 雅弘
事務補助員	山崎 真由美	才川 知利
		松尾 宏昭



Q&A(協議会に寄せられた質問)

Q. 質問	A. 回答
<p>活動で使用する資材を保管する「物置」を交付金で購入することができるか？</p> 	<p>交付金で購入することは可能ですが、購入に当たっては、その必要性や他に代わる方法がないかなど、十分に検討してください。購入した場合は、その金額により、備品台帳もしくは財産管理台帳に記載・整理が必要となります。</p> <p>また、購入した物置が金属製であれば、処分制限期間は18年となっており、仮にその期間内に活動を終える、もしくは自然災害その他やむを得ない理由<u>以外</u>で処分する場合は、交付金を返還することになります。</p> <p>なお、交付金で購入した物置は、交付金以外の目的で使用することができませんので、ご注意ください。</p>
<p>農地維持活動の点検記録は、必ず作成しなければならないか？</p> 	<p>農地維持活動における「点検」は、毎年度実施する必要がありますが、その記録は義務ではなく任意となっています。</p> <p>ただ、点検結果に基づき年度活動計画を作成する、あるいは活動記録や実施状況報告書への記入などを考えた場合、何らかの形で記録しておくことが望まれます。</p> <p>作業日報の特記事項欄に記入する、地図に書き込んだり写真を撮ってコメントを書く、ノートにメモするといった方法が考えられますが、資源向上活動にも取り組んでいる活動組織であれば、機能診断結果記録表に併せて記録しておくことも一つの方法です。</p>

協議会から

協議会は、多面的機能支払事業に関する質問、相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先
 長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
 担当:小田切
 TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352
 Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp
 URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>